

奈良県文化財保護体系推進会議設置規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十四号

奈良県文化財保護体系推進会議設置規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県文化財保護体系推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 推進会議は、委員十一人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
 - 一 文化財の保存、活用等に関して優れた識見を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第四条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 前項の場合は、座長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(委員以外の者の出席)

第六条 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、地域振興部文化財保存課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。